

「高齢者タクシー助成券」ご利用下さい。

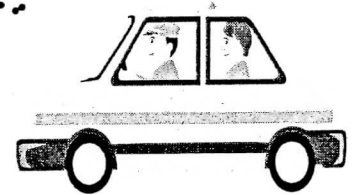
高齢者や障害者の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるようタクシー料金の一部を助成します。通院や買い物などにご利用下さい。

前年度の古い助成券を

忘れずに持ってきて下さい。

【対象者】 次の条件を満たす方が対象です。

- ①下郷町に住所がある方
- ②年齢が満70才以上の方
(身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者手帳を持っている方は
満65才以上)
- ③老人ホーム等の福祉施設入所者でない方



【助成額】 1枚500円の助成券を20枚交付します。(年度当たり1回限り)

- 【使用方法】
- 1回の乗車で2枚まで利用できます。
 - 助成券の交付を受けたご本人以外は利用できません。
 - 助成額より、タクシー料金が少なかった場合でもおつりはありません。
 - 助成券の再発行はしません。
 - 助成券の有効期間は、発行した年度末となります。
 - 死亡や転出、不正な行為をした場合は、助成券を返還していただきます。
 - 次のタクシー会社でのみ利用できます。

会津交通下郷営業所(姫川) TEL67-2121

湯野上タクシー(湯野上) TEL68-2345

介護タクシーすばる(刈林) TEL67-2281

【申請方法】 4月11日(月) から申請を受け付けます。

(受付時間=午前8時30分~午後5時00分)

次の物を持って、役場健康福祉課で申請して下さい。

- ①前年度分の古いタクシー助成券
- ②健康保険証や運転免許証などの身分を証明できるもの
- ③印鑑(代理申請の場合は、対象者と代理人の2人分必要です。)
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を持っている方は、手帳を持ってきて下さい。

お問い合わせ：下郷町役場健康福祉課 TEL69-1199